議案第１５７号

上越市ガス供給条例の一部改正について

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成２８年上越市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号及び第２号中「０．０７４円」を「０．０７５円」に改め、同条第２項第１号中「０．９７７１」を「０．９７５１」に、「０．０４７４」を「０．０４５８」に改め、同項第２号中「３万５，０９０円」を「５万４，９００円」に改める。

別表第１中「

２５㎥超２５０㎥以下
２５０㎥超

」を「

２５㎥超１５０㎥以下
１５０㎥超

」に改め、

「

１０９．５８円
１０７．８１円
１０６．９３円

」を「

１２２．５０円
１２０．７３円
１１９．２７円

」に改める。

別表第５ガスメーター１個につき本市の負担する金額の欄を次のように改める。

ガスメーター１個につき本市の負担する金額
２７２，８００円
４０９，２００円
６８２，０００円
１，０９１，２００円
１，７０５，０００円
２，７２８，０００円
４，４３３，０００円
６，８２０，０００円
１０，９１２，０００円
１７，０５０，０００円

別表第５備考２中「５６，１００円」を「６８，２００円」に改め、同表備考３中「供給

する場合」を「供給し、かつ、圧力補正機付きガスメーターを設置する場合」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

３　施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第２及び別表第３の規定並びに改正後条例別表第２及び別表第３の規定を適用して算定した額の合計額とする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分された使用量に１未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分された使用量に１未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。